

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
牛肉じゃが，非常用糧食用		G Q－N 1 7 0 0 7 4 E	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	令和 元年 1 0 月 3 0 日
		変 更	令和 7 年 2 月 4 日
		作成部隊等名	補給統制本部 需品部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において使用する，非常用糧食の構成品の牛肉じゃが，非常用糧食用について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1による。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は，“牛肉じゃが”とする。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

食用植物油脂の日本農林規格（昭和44年農林省告示第523号）

しょうゆの日本農林規格（平成16年農林水産省告示第1703号）

b) 仕様書

G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

G Q－N 1 7 0 0 5 3 非常用糧食通則，01改

c) 法令等

食品衛生法（昭和22年法律第233号）

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）

計量法（平成4年法律第51号）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）

食品表示法（平成25年法律第70号）

食品，添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）

食品添加物公定書（厚生労働省消費者庁）

2 製品に関する要求

2.1 全般

この製品は，“食品衛生法”，“日本農林規格等に関する法律”及び関係規則に基づき製造したものでなければならない。

2.2 材料

材料は，表1による。

表1－材料

区分	規定又は基準
じゃがいも	鮮度が良好で，病虫害，変敗，きずなどが無いもの又はそれを原料とした冷凍品
牛肉	鮮度が良好な食肉で，きょう雑物の混入がなく，食品衛生上の欠点を認めないもの
にんじん	鮮度が良好で，病虫害，変敗，きずなどが無いもの又はそれを原料とした冷凍品
こんにゃく	新鮮かつ弾力性に富む品質のもの
玉ねぎ	鮮度が良好で，病虫害，変敗，きずなどないもの又はそれを原料としたもの
食用植物油脂	“食用植物油脂の日本農林規格”又は同等以上の食用大豆油
しょうゆ	“しょうゆの日本農林規格”のこいくちしょうゆ
砂糖	上白糖（水分 1.5 %以下，糖度 96 %以上）
発酵調味料	発酵調味料特有の香味をもつもの
椎茸エキス	化学調味料無添加タイプのエキス
昆布エキス	緑褐色，昆布特有の風味をもつもの
調味料	L-グルタミン酸ナトリウム（含量 99 %以上）又はそれを主成分とする複合調味料とし，“食品衛生法”に基づく“食品添加物公定書”に規定されたもの又は“食品，添加物等の規格基準”に基づくもの。
加工デンプン	“食品衛生法”に基づく“食品添加物公定書”に規定されたもの又は“食品，添加物等の規格基準”に基づくもの

2.3 前処理

前処理は，次による。

- じゃがいもは，ブランチング後，冷却する。
- 牛肉は，異常がないか確認し，切断後，スライスしたものを大豆油で炒める。
- にんじんは，ブランチング後，冷却する。
- こんにゃくは，ブランチング後，冷却する。
- 玉ねぎは，切断し，不可食部分を取り除き，スライスしたものをブランチング後，冷却する。

2.4 配合

配合は，表2を標準とする。

表2－配合

		単位 %
材料		割合
主原料	じゃがいも	26.14
	牛肉	19.61
	にんじん	9.80
	こんにゃく	6.54
	玉ねぎ	3.27

表2－配合（続き）

単位 %

材料		割合
調味液	食用植物油脂	1. 9 6
	しょうゆ	6. 0 1
	砂糖	5. 3 3
	発酵調味料	0. 3 9
	椎茸エキス	0. 1 0
	昆布エキス	0. 0 7
	調味料	0. 0 3
	加工デンプン	0. 6 9
	水	2 0. 0 6

2.5 充填・殺菌

充填及び殺菌は、次による。

- 充填は、2.4の配合を標準とする。
- 充填後、密封して加圧加熱殺菌を施し、製品とする。

2.6 内容量

内容量は、150 g以上とする。

2.7 固形量

固形量は、完成検査時の質量とし、75 g以上とする。

2.8 液汁示度

液汁示度は、製造時における糖用屈折計の示度11度以上とする。

2.9 品質

2.9.1 品位

品位は、次による。

- 配合状態、色沢及び香味が良好で、異味異臭がなく、きょう雑物などの混入を認めない。
- 甚だしい煮くずれがあってはならない。

2.9.2 容器

容器は、次による。

- 形状** 形状は、袋状容器とし、細部は、製造者の仕様による。
- 材料・構造** 材料及び構造は、外側からポリエステル（12 μm ）、ナイロン（15 μm ）、アルミニウムはく（7 μm ）、ポリプロピレン（30 μm ）、鉄系酸素吸収層（25 μm ）及びポリプロピレン（30 μm ）を主材とし、細部は製造者の仕様による。
- 厚さ** 厚さは、130 $\mu\text{m} \pm 13 \mu\text{m}$ とする。
- 寸法** 寸法は、幅160 mm以下×長さ210 mm以下とする。
- ノッチ** ノッチは、U形又はベース形とし、上部又は下部を標準とし、両サイドで、機能を発揮する位置とする。
- 堅ろう性** 堅ろう性は、GQ-N170053の2.3による。

2.10 外観

外観は、きず、汚れなどの有害な欠点がなく、密封が完全で仕上がりが良好でなければならない。

2.11 製品の表示

2.11.1 全般

製品の表示は，“食品表示法”及び“計量法”の規定に基づく。

2.11.2 表示方法

表示方法は、GQ-N170053の2.7.1による。

2.11.3 表示項目

表示項目は、製品の呼び方、名称（契約の相手方が定める名称）、原材料名（添加物に含まれる特定原材料などを含む。また、質量の割合が最も高いものについては原産地を記載する。）、添加物（原材料名の欄の後ろに，“／”で区切り添加物を記載してもよい。）、殺菌方法、内容量、賞味期限、保存方法、製造者又は販売者、製造所（製造者又は販売者と同一の場合は、省略してもよい。）及び栄養成分表示とする。

2.11.4 表示要領

表示要領は、製造者の仕様による。

2.11.5 ロット番号

ロット番号は、適宜の位置に表示してもよい。

2.11.6 容器包装識別表示

容器包装識別表示は，“容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律”に基づく識別表示を適宜の位置に表示する。

2.11.7 その他の表示

レトルトパウチ食品である旨を適宜の位置に表示する。

3 品質保証

品質保証は、GQ-N170053の箇条3による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 承認用見本など

契約の相手方は、製造に先立ち、表3に示す承認用見本などを契約担当官等に提出し、外観及び製品の表示について承認を受けなければならない。ただし、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が同一年度に同一品目の契約実績があり、同一製造体制で製造する場合は、省略してもよい。

表3－承認用見本など

種類		数量	規定
承認用見本	容器	1	2.9.2による。
提出書類	包装材料証明	4	
	材料証明	4	2.2による。
	製造工程表	4	2.3, 2.4及び2.5による。

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，GLT-CG-Z000001の8.3による。